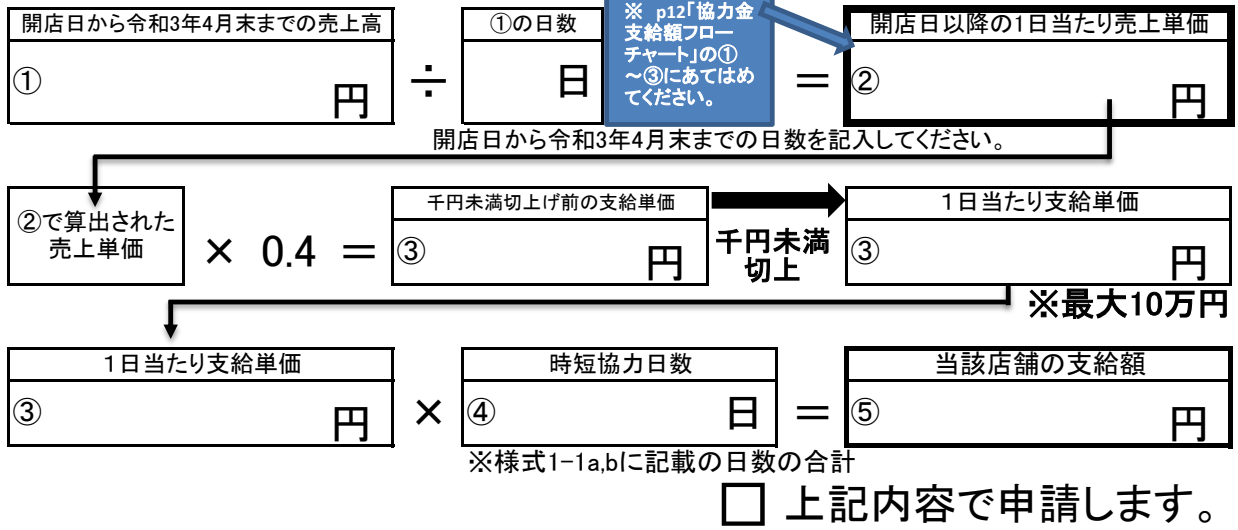


令和2年5月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和3年4月30日までの売上高を用いて申請することもできます。

開店日： 令和 年 月 日

P12「協力金支給額フローチャート」【2】の場合(売上高方式)

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。



P12「協力金支給額フローチャート」【3】の場合(売上高減少額方式)

支給額の計算が必要です。以下を記入して支給額を確定してください。

